

弁護士・公認会計士・社会保険労務士による 顧問契約サービスの利用案内

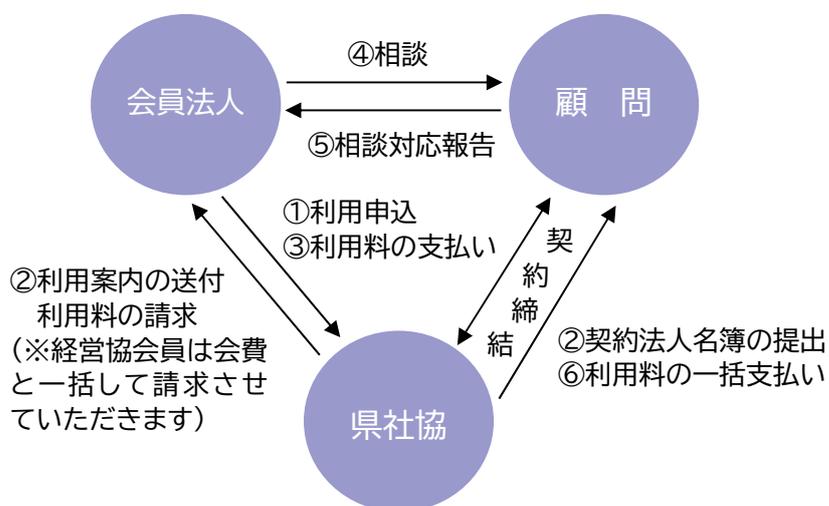
◇ 目的

高度化・専門化する経営課題に法人自らが適切に対応することができるよう、専門的な初期相談が日常的に受けられる顧問契約サービスを実施します。

◇ 利用対象

社会福祉法人格を有する会員

- ① 施設経営社会福祉法人
- ② 市町村社会福祉協議会
- ③ 社会福祉団体



◇ サービス内容

	弁護士	公認会計士	社会保険労務士
顧問	森脇法律事務所	宮崎会計事務所	行政書士・特定社会保険労務士森事務所
相談方法	電話・FAX・来所・訪問・文書・E-mail	FAX	E-mail・FAX
利用料	県社協会員：年額 各顧問 10,000 円 経営協会員：年額 各顧問 5,000 円		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で利用を開始する場合も利用料は同額です。 ・訪問によって相談等を受ける場合は、別途交通費がかかります。 ・各種手続きや法的対応等については、別途費用がかかります。 		

◇ 契約期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間

(契約終了の意思表示がない場合は、更に1年間契約を更新することとし、その後も同様とします。)

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 経営支援班

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館3階

TEL. 086-226-3529 FAX. 086-227-3566

✉ keiei@fukushiokayama.or.jp